

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、世界初の磁性材料フェライトの事業化を目的として1935年に設立され、『創造によって文化、産業に貢献する』(社是)という創業の精神に基づき、独創性をたゆまず追求し、新たな価値を創造した製品・サービスを提供することを通じて、企業価値を高めてまいりました。また、当社グループは、今後もすべてのステークホルダー(株主、顧客、取引先、従業員、地域社会等)の満足と信頼、支持を獲得するとともに、社会的課題を解決して社会に役立つ存在であり続け、持続可能な社会の発展に貢献してまいります。このため、国の内外において、人権を尊重し、関係法令・国際ルール及びその精神を遵守し、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていくことを「企業行動憲章」として明確に宣言し、「企業倫理綱領」に定められた行動基準に従って、当社グループ全構成員は厳格に行動してまいります。

さらに、当社は、社是の実践により、モノづくりを通じて経営目標の達成及び企業価値のさらなる向上を目指すとともに、社会の一員としての自覚を常に意識した、健全な企業風土の醸成に努め、真摯に企業活動を行ってまいります。同時に、ステークホルダーに対し網羅性・的確性・適時性・公平性をもって情報開示を行うことにより、説明責任を果たしてまいります。

このように、当社は経営理念を誠実かつひたむきに追求していくとともに、経営の健全性・遵法性・透明性を継続して確保していくため、次の効率的かつ規律ある企業統治体制(コーポレート・ガバナンス)を構築してまいります。

(1) 監査役制度の採用と監視機能の強化

当社は、会社法に基づく監査役制度を採用するとともに、利害関係のない独立した社外監査役を招聘し、経営の監視機能を強化します。

(2) 取締役会機能の強化及び責務の厳格化

取締役会を少人数構成とすることにより、迅速な経営の意思決定を図るとともに、利害関係のない独立した社外取締役を招聘し、経営の監督機能を強化します。また、取締役に対する株主の信任機会を事業年度毎に確保するため、取締役の任期を1年とします。

(3) 執行役員制度の採用による迅速な業務執行

当社は、執行役員制度を採用し、取締役会における経営の意思決定及び取締役の業務監督機能と業務執行機能を分離します。執行役員は業務執行機能を担い、取締役会の決定した事項を実行することにより、経営の意思決定に基づく業務執行を迅速に行います。

(4) 取締役会諮問機関の設置(企業倫理・CSR委員会、情報開示諮問委員会、報酬諮問委員会、指名諮問委員会)

企業倫理・CSR委員会は、取締役・監査役・執行役員他グループ全構成員に対し、社是・社訓をはじめとする当社グループの経営理念や、関係法令・国際ルール及びその精神を含む社会的規範を遵守するための、具体的な行動指針を定めた「企業倫理綱領」を周知徹底し、社是の実践と企業倫理の徹底並びに社会的責任に対する意識の浸透を図ります。

情報開示諮問委員会は、証券取引に関する諸法令及び当社が株式上場する証券取引所規則に基づき、網羅性・的確性・適時性・公平性をもって適切な情報開示が行われるよう、株主及び投資家の投資判断に係る当社の重要な会社情報・開示書類を審議し精査します。

報酬諮問委員会は、社外取締役を委員長として、取締役及び執行役員並びに主要子会社の社長及びそれに準ずる役員の報酬の仕組みと水準を審議し、報酬決定プロセスの透明性並びに会社業績、個人業績及び世間水準等から見た報酬の妥当性を検証します。

指名諮問委員会は、社外取締役を委員長として、取締役及び監査役並びに執行役員の指名に関し、期待される要件を審議の上、候補者を推薦することで、取締役及び監査役並びに執行役員の選任の妥当性及び決定プロセスの透明性の確保に寄与します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	15,104,900	11.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,975,600	7.92
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	4,356,468	3.46
BNPパリバ証券株式会社	2,703,605	2.15
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	2,474,600	1.96
ソシエテ ジェネラル パリ エムアールシー オーピーティー	1,811,632	1.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,753,600	1.39
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエーエヌブイ 10	1,742,237	1.38
日本生命保険相互会社	1,639,630	1.30
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	1,618,968	1.29

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

大株主の状況には、上記のほか自己株式3,603,187株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
澄田 誠	他の会社の出身者											
吉田 和正	他の会社の出身者											
石村 和彦	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
澄田 誠	○	・会社法第2条第15号に定める社外取締役 ・(株)東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員 ・重要な兼職の状況: イノテック株式会社 代表取締役会長 アイティアアクセス株式会社 取締役 INNOTECH FRONTIER, Inc. 代表取締役会長	人格高潔にして、事業会社の経営者としての豊富なマネジメントの経験や知識のみならず、幅広い見識を有する人材であります。 また、当該役員は、当社と利害関係を一切有しない独立した人材であり、(株)東京証券取引所が定める「一般株主と利益相反の生じる恐れがあると判断する基準」には、抵触しておりません。
		・会社法第2条第15号に定める社外取締役 ・(株)東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員	人格高潔にして、エレクトロニクス産業における企業経営やグローバルビジネス及びコンシューマビジネスの豊富な経験と知識のみならず

吉田 和正	○	・重要な兼職の状況： オンキヨー株式会社 社外取締役 Gibson Brands, Inc. 社外取締役 CYBERDYNE株式会社 社外取締役 株式会社豆蔵ホールディングス 社外取締役	ず、幅広い見識を有する人材であります。 また、当該役員は、当社と利害関係を一切有しない独立した人材であり、(株)東京証券取引所が定める「一般株主と利益相反の生じる恐れがあると判断する基準」には、抵触していません。
石村 和彦	○	・会社法第2条第15号に定める社外取締役 ・(株)東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員 ・重要な兼職の状況： 旭硝子株式会社 代表取締役会長	人格高潔にして、企業経営に関する豊富な経験及び高度な専門知識のみならず、幅広い見識を有する人材であります。 また、当該役員は、当社と利害関係を一切有しない独立した人材であり、(株)東京証券取引所が定める「一般株主と利益相反の生じる恐れがあると判断する基準」には、抵触していません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

<指名諮問委員会について>
 当社は、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、半数以上の委員を社外取締役で構成する指名諮問委員会を設置しております。同委員会は、取締役及び監査役並びに執行役員の指名に関し、期待される要件を審議の上、候補者を推薦することで、取締役及び監査役並びに執行役員の選任の妥当性及び決定プロセスの透明性の確保に寄与しております。また、社外役員の独立性についても審議しております。

<報酬諮問委員会について>
 当社は、取締役会の諮問機関として、報酬諮問委員会を設置しており、社外取締役(うち1名は委員長)及び人事担当役員にて構成されます。同委員会は、当社取締役及び執行役員の報酬の仕組みと水準を審議し、報酬決定プロセスの透明性並びに会社業績、個人業績及び世間水準等から見た個別報酬の妥当性を検証しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人に選定し、監査業務を委託しております。
 監査役は、会計監査人から定期的に監査の報告を受け、当初の監査計画と結果について情報の共有化を図ることで、監査の実効性を確保しています。
 監査役は、内部監査部門と定期的に会合を持ち、各々の監査計画と結果について情報共有を図ることで、監査の実効性を確保しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
八木 和則	他の会社の出身者													
石黒 徹	弁護士													
藤村 潔	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
八木 和則	○	・会社法第2条第16号に定める社外監査役 ・(株)東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員 ・重要な兼職の状況; 株式会社横河ブリッジホールディングス 社外監査役 JSR株式会社 社外取締役 応用地質株式会社 社外取締役	人格高潔にして、エレクトロニクス産業における企業経営の豊富な経験と知識及び財務・会計に関する知見を有する人材であります。また、当該役員は、当社と利害関係を一切有しない独立した人材であり、(株)東京証券取引所が定める「一般株主と利益相反の生じる恐れがあると判断する基準」には、抵触していません。
石黒 徹		・会社法第2条第16号に定める社外監査役 ・重要な兼職の状況; 森・濱田松本法律事務所 パートナー	人格高潔にして、弁護士としての法令に関する専門的知識を有するとともに、コーポレート・ガバナンス及び内部統制に関する高度な専門知識や、幅広い見識を有する人材であります。
藤村 潔	○	・会社法第2条第16号に定める社外監査役 ・(株)東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員 ・重要な兼職の状況; 味の素株式会社 社外監査役	人格高潔にして、総合商社における企業経営の豊富な経験と知識及び財務・会計に関する知見を有する人材であります。また、当該役員は、当社と利害関係を一切有しない独立した人材であり、(株)東京証券取引所が定める「一般株主と利益相反の生じる恐れがあると判断する基準」には、抵触していません。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	5 名
---	-----

その他独立役員に関する事項

□社外役員の独立性に関する基準

当社は、当社が招聘する社外取締役及び社外監査役の独立性を確保するため、株式会社東京証券取引所が定める「独立役員の確保(有価証券上場規程第436条の2)」及び「上場管理等に関するガイドライン」等を参考に、当社の[独立性検証項目]を設定しております。その概要は、次のとおりです。

(1)当該役員の所属が取引先の場合

現在及び過去5年間に於いて、下記a.の取引先またはその業務執行者に該当する場合もしくは下記b.に該当する場合は、社外役員の独立性がないものと判断する。

a.当該取引により、当社グループまたは当該取引先の存続発展に必要ないし多大な影響を及ぼす地位を有すると客観的・合理的に認めら

- れる場合(依存度が高い場合、連結売上上の2%以上である場合、当社グループから役員報酬以外に金銭その他の財産を受けている場合)
- b.当該取引先との取引において、当社グループ内で当該社外役員の関与が認められる場合
- (2)当該役員がコンサルタント、会計専門家または法律専門家の場合
現在及び過去5年間に於いて、以下のいずれかのケースに該当する場合は、社外役員の独立性がないものと判断する。
- a.役員報酬以外に、金銭その他の財産を当社グループから得ることにより、当該社外役員(候補者の場合を含む、以下同じ)が独立役員としての職務を果たせないと客観的・合理的に認められる場合(依存度が高い場合)
- b.当該社外役員の属する団体(以下、「当該団体」という。)が、当社グループから役員報酬以外に、金銭その他の財産を得ることにより、当該社外役員が独立役員としての職務を果たせないと客観的・合理的に認められる場合(年間総報酬の収入の2%以上である場合)
- c.専門家または当該団体から受けるサービス等が当社グループの企業経営に不可欠ないし他に同等なサービス等の提供先が容易に見つからないなど、当社グループの依存性が高い場合
- d.当該団体から受けるサービス等において、当社グループ内で当該社外役員の関与が認められる場合

- (3)当該役員の近親者の場合
現在及び過去5年間に於いて、当該役員の近親者が以下のいずれかのケースに該当する場合は、社外役員の独立性がないものと判断する。
- a.上記(1)または(2)に掲げる者(重要でない者を除く。)
- b.当社または当社子会社の業務執行者(重要でない者を除く。)

なお、当社は、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、半数以上の委員を社外取締役で構成する指名諮問委員会を設置しております。同委員会は、上記に定める[独立性検証項目]に従い、社外役員候補者(現任の任期中における独立性の状況変化の場合を含む)の独立性を調査・審議し、その内容を総合的に判断した上で、取締役会へ審議結果を報告しております。

上記を踏まえ、当社は、社外取締役の澄田誠、吉田和正及び石村和彦の各氏並びに社外監査役の八木和則及び藤村潔の両氏を、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として、同取引所に届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬制度については、後述の『【取締役報酬関係】 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容』に記載の通りです。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

当社は、次のストックオプション制度を採用しています。

- ＜株式報酬型ストックオプション＞
- ・対象:取締役(社外除く)、執行役員
 - ・目的:当社株式の株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有する仕組みにより、業績向上及び株価上昇に対する意欲や士気を一層高めること

なお、2015年3月末日における当社及び当社子会社の役職員等が保有している、すべての新株予約権は、次の通りです。

- ・新株予約権の数 5,325個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 532,500株
- ・発行済株式の総数に対する比率 0.41%

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

- (1)取締役報酬額 * 2015年3月期(2014年6月退任者1名含む)
- ・基本報酬 8名 216百万円(うち社外取締役:基本報酬4名40百万円)
 - ・業績連動賞与 4名 86百万円
 - ・株式報酬型ストックオプション 4名 73百万円
- (2)監査役報酬額 * 2015年3月期
- ・基本報酬 5名 85百万円(うち社外監査役:基本報酬3名27百万円)

なお、報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額の内訳は、次の通りです。

- ・代表取締役社長 上釜 健宏
報酬等の総額 142百万円(基本報酬72百万円、業績連動賞与41百万円、株式報酬型ストックオプション29百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

1) 報酬の方針の内容

(1) 報酬制度の目的

取締役会の諮問機関である報酬諮問委員会(下記2)「報酬決定のプロセス」に詳細を記載)における審議・検証を通じ、以下を目的として報酬制度を設計しております。

短期及び中長期の業績との連動性を重視した、競争力のある報酬体系の構築を絶えず追求することによって、役員の企業業績及び株価向上へ向けた行動を最大限に促進し、グループ全体の持続的な企業価値の向上を図ります。

(2) 報酬水準

同業種他社及び他業種同規模他社に比べ報酬としての競争力を維持できるような水準を目指しております。水準の妥当性については、定期的に実施する第三者による企業経営者の報酬に関する調査等に基づき、報酬諮問委員会にて検証しております。

(3) 報酬の構成

1. 業務執行を兼ねる取締役の報酬

基本報酬、業績連動賞与、株式報酬型ストックオプションで構成しております。

2. 業務執行を兼ねない取締役の報酬

基本報酬、株式報酬型ストックオプションで構成しております。

3. 社外取締役の報酬

基本報酬のみです。

4. 監査役の報酬

基本報酬のみです。

(4) 業績連動の仕組み

1. 短期業績連動の仕組み(業績連動賞与)

単年度の連結業績(営業利益、ROE等)及び担当職務の業績達成度に応じて変動する仕組みとしております。

2. 中長期業績連動の仕組み(株式報酬型ストックオプション)

役位別に定めるストックオプション報酬額に応じて、付与時の価値から算出した株数の株式報酬型ストックオプションを付与しております。これは、実質的な自社株の支給と同等の効果があるストックオプションで、当社株式の株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有する仕組みであります。この仕組みを導入することにより、当該役員の業績向上及び株価上昇に対する意欲や士気を一層高めることを目的としております。また、取締役の報酬と中長期の業績及び企業価値との連動性をさらに高めることを目的として、ストックオプションの一部には、行使条件に業績達成条件を付しております。

なお、当社は「自社株保有ガイドライン」を定め、役位別に定められた一定数以上の当社株式(株式報酬型ストックオプションを含む)を当該役員が保有するよう、努めております。

2) 報酬決定のプロセス(報酬諮問委員会の設立と運営)

前記報酬制度の目的を達成するため、取締役会の諮問機関として、社外取締役(うち1名は委員長)、人事担当役員にて構成される「報酬諮問委員会」を設置しております。

同委員会にて、当社取締役及び執行役員の報酬の仕組みと水準を審議し、報酬決定プロセスの透明性並びに会社業績、個人業績及び世間水準等から見た個別報酬の妥当性を検証しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

(1) 社外取締役

取締役会は法務部が事務局となり、全取締役に対し、決議事項及び報告事項に関する資料を事前配布するとともに、社外取締役に対しては、必要に応じて口頭説明も行っています。また、社外取締役が委員長を務める報酬諮問委員会は、本社人事教育機能及び経理機能が、また、指名諮問委員会は本社人事教育機能が各々事務局となり、職務の補助機能を果たしています。さらに、監査役による監査状況については、社外取締役へ全件報告しています。

(2) 社外監査役

社外監査役に対しては、監査役会等の機会を通じて、常勤監査役から、会社の経営状況、往査状況、経営会議での討議内容、内部監査部門の活動状況、企業倫理・CSR委員会の活動状況等について説明を行うとともに、事業所往査への同行の機会を設けることにより、社外監査役による会社の状況把握を確かなものとしています。更に、業務執行機能から独立した専属の使用人で構成される監査役室を設置し、監査役職務の補助機能を果たしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

【模式図】TDKグループのコーポレート・ガバナンス体制 を参照

(1) 業務執行

当社は、取締役会を少人数構成とすることにより、取締役による経営の意思決定を効率的かつ迅速に行うとともに、執行役員制度を採用することにより、経営の監督と業務執行を明確に分離します。また、経営会議において、当社グループの業務執行に関する方針及び施策を審議し、決定事項に従って各執行役員が迅速に業務執行を行います。

(2) 監査・監督

社外取締役及び社外監査役の招聘により、経営に対する監査・監督機能を強化します。

また、監査役は、当社及び当社グループの各部門に対し部門監査・重要書類閲覧・重要会議出席を通じ、業務執行状況を定期的に監査する一方、内部監査部門は、当社及び当社グループの各部門に対し、業務執行と経営方針との整合性、経営効率の妥当性、関係法令の遵法性の面から定期的な監査及び支援を行います。

当社グループはKPMGグループの有限責任 監査法人を会計監査人に選定しており、海外子会社を含め、グローバルベースの質の高い監査を受けております。なお、有限責任 監査法人は、2003年6月開催の定時株主総会にて選任され、現在に至っております。

監査役及び内部監査部門は定期的な会合を持つとともに、会計監査人から定期的に監査の報告を受け、当初の監査計画と結果について情報共

有を図ることで、監査役監査が実効的に行われることを確保します。

(3)監査役監査を支える人材・体制の確保状況

業務執行機能から独立した専属の使用人で構成される監査役室を設置し、監査役の職務における補助機能を果たします。監査役室での職務に従事する使用人に対する人事考課は監査役が直接評価し、異動・懲戒については、監査役の同意を得た上で当社運用ルールに従って決定します。

また、監査役から監査業務に関する指示及び命令を受けた使用人は、その指示及び命令については取締役からは指揮命令を受けないものとします。

(4)財務・会計に関する知見を有する監査役の選任状況

監査役四居治、八木和則及び藤村潔の各氏は、次のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・常勤監査役四居治氏は、当社の経理・財務に関する業務を通算22年経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・社外監査役八木和則氏は、横河電機株式会社の経理・経営企画に関する業務に長年にわたり従事した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・社外監査役藤村潔氏は、三菱商事株式会社の経理に関する業務に長年にわたり従事した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(5)独立性の高い社外取締役/社外監査役の選任状況

【取締役関係】会社との関係(2)、【監査役関係】会社との関係(2)を参照

(6)指名

取締役及び監査役並びに執行役員の指名については、指名諮問委員会(委員長:社外取締役)が、期待される要件を審議の上、候補者を推薦することで、取締役及び監査役並びに執行役員の選任の妥当性及び決定プロセスの透明性の確保に寄与します。それらの内容については、取締役会に諮った上で決定される仕組みとなっています。

(7)報酬決定

取締役及び執行役員の報酬については、報酬諮問委員会(委員長:社外取締役)が、報酬の仕組みと水準を審議し、報酬決定プロセスの透明性及びに会社業績、個人業績及び世間水準等から見た個別報酬の妥当性を検証します。それらの内容については、取締役会に諮った上で決定される仕組みとなっています。

(8)社外取締役に係る事項

当社は、経営の監督機能強化、株主を含めた様々なステークホルダーを意識した経営、効率的かつ規律あるコーポレート・ガバナンスの構築を目的とし、社外取締役の招聘を積極的に推進してまいりました。その結果、2015年6月末現在、取締役7名のうち社外取締役は3名となっており、監査役5名のうち3名の社外監査役とあわせ、社外役員は全役員の50%を占めております。

また、上記(6)(7)にあります通り、社外取締役は、取締役会の諮問機関である指名諮問委員会及び報酬諮問委員会において、委員長・委員として参画することにより、人事・報酬決定プロセスの透明性及び選任・報酬の妥当性確保にも寄与しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であります。当社は、これまでにコーポレート・ガバナンスの強化のための様々な施策を行なってまいりました。

2002年にはガバナンス改革として、経営の監督と執行を明確に分離する目的で、執行役員制度を導入し、同時に取締役の人数を大きく減らしました。加えて、株主の信任に応える体制を強化する目的で、取締役任期を2年から1年に短縮するとともに、社外取締役を積極的に招聘してきました。また、当社は、取締役会の下部組織として4つの委員会(2002年発足:企業倫理・CSR委員会、報酬諮問委員会、2005年発足:情報開示諮問委員会、2008年発足:指名諮問委員会)を設置し、企業倫理の徹底や社会的責任を果たすこと、また、経営の監督機能強化や株主・投資家に対する説明責任を果たすための仕組みを強化しています。

以上、当社は従来からの監査役制度をベースに、新たなコーポレート・ガバナンス強化の仕組みを導入していくことで、経営の健全性・遵法性・透明性を継続して確保する体制を実現していくことができると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、1.株主様に十分な時間をかけて議案を審議いただくこと、2.招集通知到達に時間を要する外国人株主の比率が高く、早期の招集通知入手が可能となるよう努めていることから、株主総会の約3週間前(2015年は3週間+1日前)に招集通知を発送しています。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、株主様に十分な時間をかけて議案を審議いただくこと等を目的として、議決権の電子化(機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを含む)を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、株主様に十分な時間をかけて議案を審議いただくこと等を目的として、議決権の電子化(機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを含む)を採用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	自社ホームページに招集通知(和文・英文)を発送日と同日に掲載し、早期の情報提供を実施しています。また、議決権行使結果(臨時報告書)についても、当社のホームページに和文・英文の両方を掲載しています。加えて、株主総会の模様(一部)は、インターネットによる動画・音声・スライド配信(録画版)を通じて、誰でも聴取することができるようになっています。(日本語・英語)
その他	当社は、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化のため、次の施策を実施しております。 1.機関投資家による議決権行使率の向上のため、IR専門会社を通じた議決権行使促進活動を実施 2.国内機関投資家との総会議案に関する個別ミーティングを実施

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、企業倫理綱領、情報開示細則等に情報開示に関する原則を定め、その具体的な行動指針であるディスクロージャーポリシーを、当社ホームページに掲載しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を開催しています。また、アナリスト・機関投資家向けに四半期ごとに開催している決算説明会は、インターネットによるライブ/オンデマンド配信をしており、個人投資家の方も聴取する環境を提供することで、情報発信の公平性を心掛けています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算説明会を開催し、業績及び将来の見込みについて説明を行うとともに、質疑応答も行っています。この説明会の模様はインターネットによるライブ動画配信を通じて、誰でも聴取することができるようになっています。 第2四半期及び通期決算の説明会には、代表取締役及び主要事業を担当する執行役員が出席します。また、第1・第3四半期の説明会においては、主要事業を担当する執行役員が出席します。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に開催する決算説明会の模様を、英語の同時通訳をつけてインターネットにてライブ動画配信するとともに、年に1回CEOが海外を周り、個別に投資家を訪問しています。また、CEOとは別に、広報機能長及びIR担当者も適宜、海外投資家を訪問して説明を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページに決算説明会の内容をテキストにして掲載するとともに、そのプレゼン資料やIR関連全般の資料を基本的に日英両語で掲載しています。掲載している主な投資家向け情報は、決算情報、その他適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知、コーポレートガバナンスに関連する資料、アニュアルレポート等です。	
	当社におけるIR部門の責任者は広報機能長です。IR専任の部署であるIRグループを広報グループにおき、IR全般を担当します。また、総務部が	

IRに関する部署(担当者)の設置	SR活動(Shareholder Relations)を担当することで、両部門が連携して株主、投資家に関連する活動全般を行っています。
その他	当社は、企業倫理綱領、情報開示細則等に情報開示に関する原則を定め、積極的にホームページ等を利用することで、適時、公平を基本としたIR活動を展開しています。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、説明責任を果たすべき対象をステークホルダー、即ち、企業活動を取り巻く関係者と捉え、情報開示の基本指針を、当社制定の企業倫理綱領、情報開示細則等において規定しています。全役職員を対象とする企業倫理綱領においては、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーを尊重することが明確に述べられています。また、情報開示細則等においては、ステークホルダーに対し、網羅性・的確性・適時性・公平性をもって情報開示を行う旨を定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、企業倫理・CSR委員会、およびその下部組織であるCSR推進部会を中心にCSR活動を推進しています。CSR観点での重要な活動項目の1つである環境活動については、当社グループの環境方針として「TDK環境憲章」を制定し、社会の持続可能な発展に寄与することを目指しており、具体的な活動の基本計画として「TDK環境活動2020」を策定し、その達成に向けた活動をしています。CSR活動の内容及び実施状況は、当社ホームページにて開示すると同時にCSRレポートなど印刷物の形にして配布しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供については、当社の企業倫理綱領、情報開示細則等において基本指針を規定し、当社ホームページにおいてはその具体的な行動指針であるディスクロージャーポリシーを掲載しています。社内規程を基本として行動指針を規定することで、社内関係者の情報提供活動における偏重、偏向を避け、公平性、公正性を維持するように努めています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1)職務執行の法令及び定款への適合

当社グループは、取締役、監査役、執行役員及び従業員に対し、当社グループの経営理念、「企業行動憲章」、「企業倫理規範」及び「企業行動基準」を周知徹底します。これにより、経営の健全性・遵法性・透明性を高め、職務執行が法令及び定款に適合することを確保します。

(2)業務の適正及び効率性

当社グループは、職務決定権限規程及び当該全社諸規程を遵守し意思決定を行うことで、業務の適正を確保します。また、監査役は当社及び当社グループの各部門に対し、部門監査・重要書類閲覧・重要会議出席を通じ、業務執行状況を定期的に監査します。さらに、内部監査部門は、業務執行と経営方針との整合性、経営効率の妥当性、関連法令の遵法性の面から定期的な監査及び支援を行います。

(3)リスク管理体制

事業目標の達成及び事業運営を阻害する要因への全社的対応は、経営会議直属のERM*委員会（委員長は社長が任命した執行役員）を設置し、全社的リスクマネジメントの推進を図ります。

法務、財務、IT等の個別のリスクに対しては、全社規程・細則・要領及び部門毎に定める部門要領で運用ルールを定め、その領域毎の業務執行責任者が対応します。また、自然災害等、不測の事態に備え、社長を委員長とする危機管理委員会を設置し、事業継続計画（BCP）を策定するとともに、そうした事態が現実化した場合は、迅速な状況把握と対策を講じます。

これらの活動状況については、監査役及び内部監査部門の定期的な確認により、業務執行を効果的に運営するための助言を受ける仕組みを確保するほか、顧問弁護士等の専門家からも、当社グループを取り巻く新たな阻害要因等について、助言を随時受けます。

*ERM (Enterprise Risk Management)

(4)情報の保存及び管理

当社の業務執行の責任者である社長は、当社グループに適用される文書管理規程を制定し、情報の保存及び管理方法に関する原則を定めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一切関係を持たず毅然とした態度で組織的に対応します。また、当社では、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を整備し、反社会的勢力に関する情報の一元的管理を行い、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援するとともに、警察や特殊暴力防止対策協議会等の外部の専門機関・団体等との意思疎通を行い、緊密な連携関係を構築します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

☐ 定款における主な定め

(1) 取締役の選任及び解任

当社は、取締役の選任及び解任については、『取締役を選任し、または解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。』とし、要件を同一としております。

(2) 取締役会による剰余金の配当

当社は、剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めは設けておりません。(剰余金の配当は株主総会決議)

(3) 責任軽減

当社は、社外取締役及び社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、またその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、会社に対する賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結できる旨の規定を設けており、全ての社外役員との間に同契約を結んでいます。

☐ 適時開示体制の概要

後述の適時開示体制の概要、社内体制のフローチャートを参照

☐ 当報告書における前回提出版(2014年12月)からの主な更新の内容

*【1-2. 資本構成】

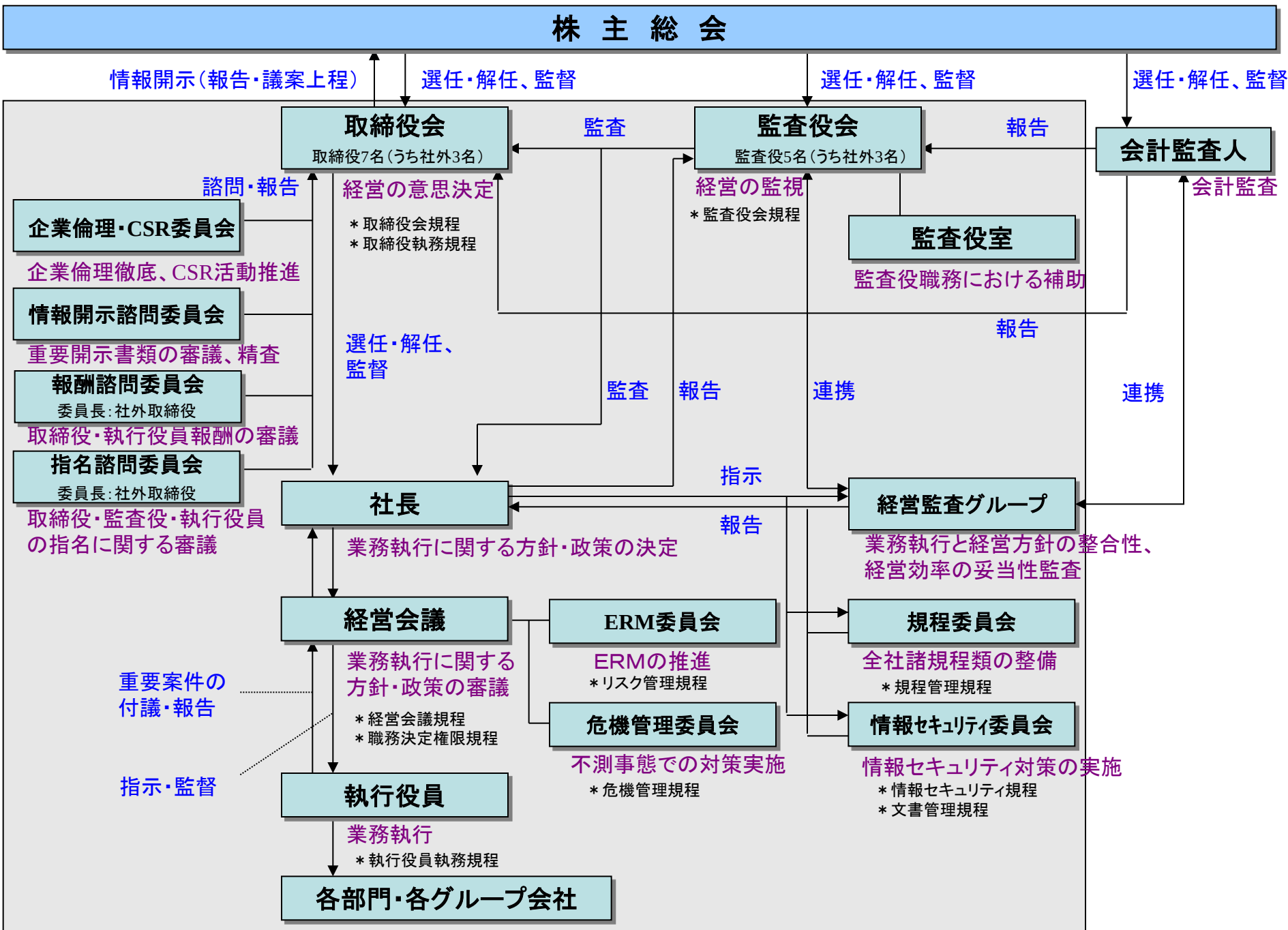
最新の株主名簿(2015年3月末日時点)に基づき更新

*【2-1. 取締役関係、監査役関係】

新任役員選任に伴う変更

*【2-1. 取締役報酬関係】

報酬の方針の内容の変更



適時開示体制の概要

*2015年6月現在

当社は、『TDK 企業倫理綱領』において、法令その他の社会的規範を遵守し、公正な企業活動を行うこと及びステークホルダーが必要としている情報を正確かつ適時に開示することにより経営の公明性と透明性を維持することを定めております。

当社は、上記の方針に基づき、投資者に対して正確かつ適時適切な情報開示を行うため、現在株式を上場している証券取引所（東京）での投資判断に関わる開示書類について、次の情報開示体制を確立しております。

（１）決算情報に関わる法定開示書類及び有価証券上場規程に基づく開示書類

（社内体制のフローチャートは別紙１参照）

金融商品取引法に基づく決算情報に関わる主な開示書類は、①有価証券報告書、②四半期報告書であります。また、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づく決算情報に関わる開示書類は、③決算短信、④四半期決算短信であります。

上記開示書類は、情報開示諮問委員会（委員長：担当執行役員、委員：関連機能長）にて内容の正確性及び妥当性を検証した後、取締役会における審議及び承認を経て、財務省（①有価証券報告書、②四半期報告書）及び東京証券取引所（③決算短信、④四半期決算短信）へ提出し、開示しております。

なお、上記開示書類の英語版を当社のウェブサイトに掲載し、開示しております。

（２）その他の法定開示書類及び有価証券上場規程に基づく開示書類

（社内体制のフローチャートは別紙２参照）

金融商品取引法に基づくその他の主な開示書類は、①有価証券届出書、②臨時報告書であります。また、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づくその他の開示書類は、③当社及び子会社に係る適時開示情報（決定事実）、④当社及び子会社に係る適時開示情報（発生事実）に拠って作成しております。

①有価証券届出書については、有価証券の募集につき取締役会の審議及び決議をもって、財務省へ提出し、開示しております。なお、有価証券の募集における適時開示については、財務省への提出完了の後、速やかに東京証券取引所へ提出し、開示しております。

②臨時報告書については、取締役会における審議及び決議または、代表取締役へ発生事実を速やかに報告の後、開示の判断及び決定を行い、財務省へ提出し、開示しております。

③適時開示情報（決定事実）については、取締役会における審議及び決議をもって東京証券取引所へ開示書類を提出し、開示しております。

④適時開示情報（発生事実）については、代表取締役へ発生事実を速やかに報告の後、開示の判断及び決定を行い、東京証券取引所へ開示書類を提出し、開示しております。

なお、上記開示書類（③④）の英語版を当社のウェブサイトに掲載し、開示しております。

以上

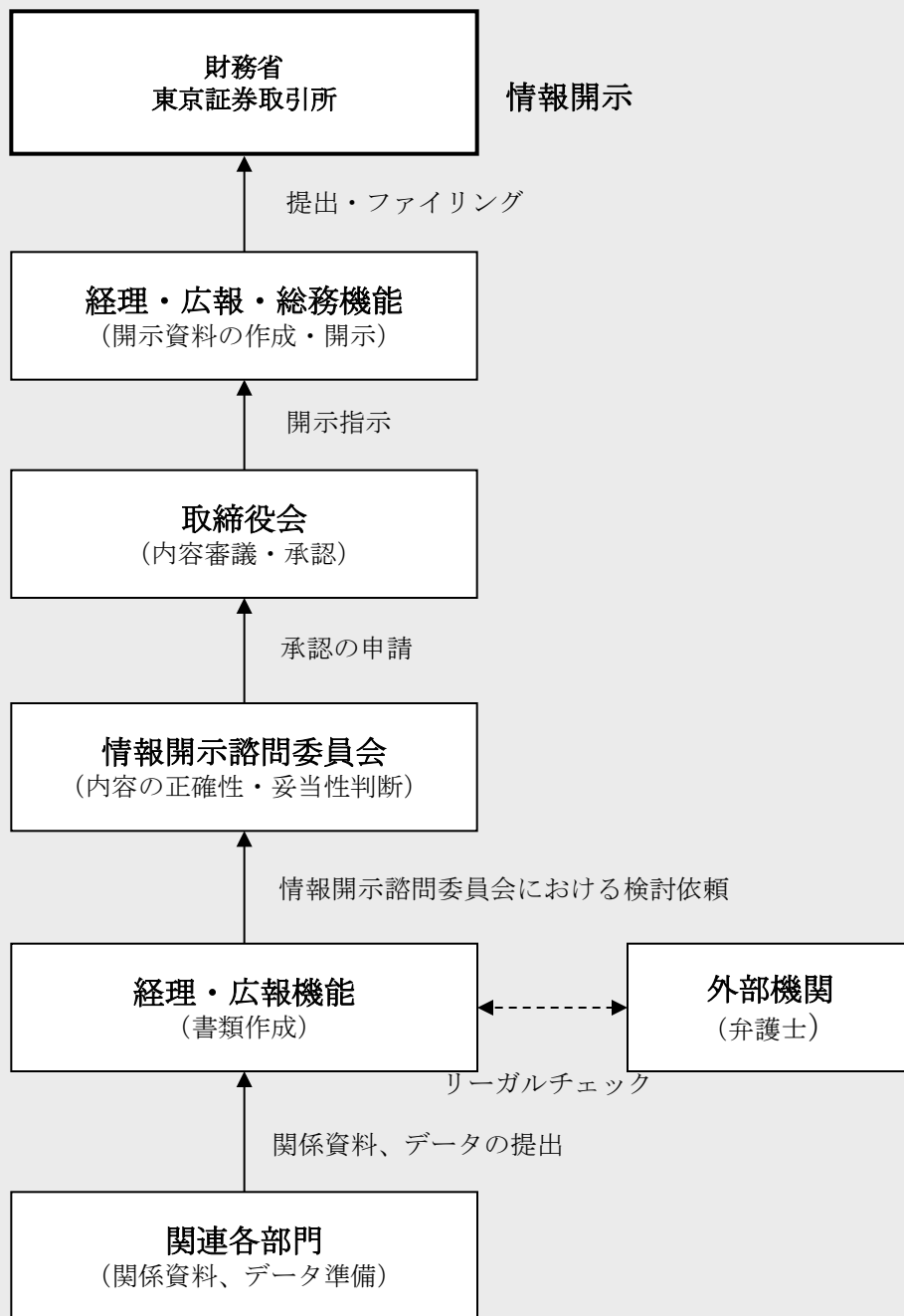
(別紙 1)

(1) 決算情報に関わる法定開示書類及び有価証券上場規程に基づく開示書類

◆対象書類

- ①株主総会招集通知
- ②有価証券報告書
- ③四半期報告書
- ④決算短信
- ⑤四半期決算短信

(社内体制のフローチャート)



(2) その他の法定開示書類及び有価証券上場規程に基づく開示書類

◆対象書類

- ①有価証券届出書
- ②臨時報告書
- ③当社及び子会社に係る適時開示情報（決定事実）
- ④当社及び子会社に係る適時開示情報（発生事実）

